

令和 6 年11月11日農業委員会議事録

1 開会日時及び場所 令和 6 年11月11日 午後 3 時00分

市役所 第一委員会室

2 閉会日時 令和 6 年11月11日 午後 3 時30分

3 委員氏名

(1)出席者

西 孝則	安武 正一	智原 利彦	薄 隆太
水上シゲ子	常岡 寿子	松崎 富幸	中野 修一
渡 俊次	舩越 寛治	魚谷千代子	青谷 強
安部 勇児	薄 剛	渋谷 安広	西崎 博文
吉村 博文	松尾 茂樹		

(2)欠席者

吉村 和真	松田 正吉
-------	-------

4 議事に参与した者

事務局長	進 誠剛
係長	村山 隆一
係	長井 啓子
係	高原 康裕
係	常岡 仁志

5 会議に付した事項

議案第 1 号 農地法第 3 条（委員会）

議案第 2 号 利用権の設定（農用地利用集積計画の公告）

報告第 1 号 農地移動適正化あっせん事業によるあっせん委員の指名について

報告第 2 号 公共事業に伴う農地の一時使用届出書の受理

報告第 3 号 農地法第 5 条許可の取下書の受理

報告第 4 号 利用権の終了（農用地利用集積計画）

午後 3 時00分開会

○事務局長（XXXXXXXXXX君） 皆様、お疲れさまです。

それでは、令和 6 年 1 1 月定例農業委員会開会の前に、出席委員を確認いたします。

本日、[]委員と[]委員から欠席の御連絡を頂いております。出席委員数は 1 8 名でございます。農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項の規定により、過半数の要件を満たしますことから、本会議が成立していることを報告いたします。

続きまして、議長の指名でございます。本日の議事進行につきましては、[]会長、よろしくお願いいたします。

○議長（[]君） 皆さん、お疲れさまです。出席ありがとうございます。

天候がころころ変わって、気温の変化とか、大変、お歳を召された方ばかりというぐらいの状況で構成されておりますので、体には十分注意していただきますようお願いします。

それでは始めたいと思います。

.....

○議長（[]君） 議案第 1 号農地法 3 条について、説明をお願いいたします。

○係（[]君） それでは、議案の説明に入ります。

農地法第 3 条の許可申請、申請番号 1 1 — 1 4 について説明いたします。

議案書の 1 ページを御覧ください。今回の申請は、農地法 3 条の申請により、譲受人は親子間の贈与を行い、農地として使用していくという内容です。

譲受人は現在年齢 3 6 歳で、古賀市内において御家族で農業をされている方です。農業従事年数は 1 4 年と伺っております。農業経営状況としましては、水稻、イチゴの栽培を行っておられます。所有する農機具は、トラクター、田植え機、コンバイン、軽トラック等を所有しておられます。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の 6 ページを御覧ください。久保の太郎丸交差点の西側に位置する斜線部の 3 筆になります。

今後の申請地における営農計画としましては、水稻の作付を行っていくとのことです。

本件については、地元委員さんの署名捺印を頂いていることから、事務局で受理しております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（[]君） 説明が終わりました。質問、意見等ございましたら、挙手にてお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（[]君） ないようでしたら、採決に移ります。挙手をもってお願いします。

〔賛成者挙手 11 / 11 名〕

○議長（[]君） 全員賛成。

それでは、1 1 — 1 5 の説明をお願いします。

○係（ 君） 農地法第3条の許可申請、申請番号11—15について説明いたします。

議案書の1ページを御覧ください。今回の申請は、農地法3条の申請により、譲受人は親子間での贈与を行い、農地として使用していく内容です。

譲受人は現在年齢71歳で、古賀市内において御家族で農業をされている方です。農業従事年数は10年と伺っております。農業経営状況としましては、果樹の栽培を行っております。所有する農機具は、管理機、散布機、軽トラック等を所有しております。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の7ページを御覧ください。青柳にある山見坂大池の東側に位置する斜線部の4筆です。

今後の申請地における営農計画としましては、果樹の栽培を行っていききたいとのことです。

本件については、地元委員さんの署名捺印を頂いていることから、事務局で受理しております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（ 君） 説明が終わりました。質問、意見等ございましたら、挙手にてお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようでしたら、採決に移ります。挙手をもってお願いします。

〔賛成者挙手11／11名〕

○議長（ 君） 全員賛成ということです。

11—16の説明をお願いします。

○係（ 君） 農地法第3条の許可申請、申請番号11—16について説明いたします。

議案書の1ページを御覧ください。今回の申請は、農地法3条の申請により売買を行い、農地として使用していくという内容です。

譲受人は現在年齢46歳で、古賀市内において御家族で農業をされている方です。農業従事年数は約26年と伺っております。農業経営状況としましては、水稻、露地野菜の栽培を行っております。農機具は、トラクター、田植機、コンバイン、軽トラック等を所有しております。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の8ページを御覧ください。高田の交差点の南側に位置する斜線部の5筆です。

今後の申請地における営農計画としましては、露地野菜の栽培を行っていききたいとのことです。

本件については、地元委員さんの署名捺印を頂いていることから、事務局で受理しております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（ 君） 事務局の説明が終わりました。質問等ございましたら、挙手にてお願いします。

○委員（ 君） すみません、これ、白図だろうと思うんですが、建物が引っか

かっているように見えたりするんですけど、現況はこれ、記載のとおり、1146だから、今、現時点では畑になっているという理解でよろしいですか。

○議長（ 君） 事務局、お願いします。

○係（ 君） おっしゃるとおり、現況は畑になっております。

○委員（ 君） せっかくなので、参考までに、もし仮に、3条許可申請が出て、その土地に建物がほとんどありましたということになれば、私の知る範囲では、20年以上そういう現状であれば非農証明か何かを取るののだろうかというイメージがあるんですが、そのようになるんですか。ちょっと教えていただければありがたいです。

○議長（ 君） 事務局、お願いします。

○係長（ 君） 3条が出されたということは、現状、農地ということが前提になっているかと思います。それで、現地を見に行きまして、そういう状態であれば、まずは農地転用がされているかという確認になるかと思います。

そういう状況が長く続いているということであれば、委員がおっしゃいますように、非農地の判断がどうかということになってくるかと思いますので、そういった流れで、現地のほうの確認から、非農地とか農転の催促という流れになっていくかと思っております。

○議長（ 君） よろしいですか。ほかには。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） なければ、採決に移ります。挙手をもってお願いします。

〔賛成者挙手11／11名〕

○議長（ 君） 全員賛成。

11—17の説明をお願いします。

○係（ 君） 農地法第3条許可申請、申請番号11—17以降の議案の説明の前に、今回の申請は、先月の定例総会で、薦野清滝地区基盤整備内の中間管理事業における利用権設定について決議をいただきました案件と同じく、農地法3条許可申請が13件提出されておりますので、議案の説明を13件合わせて説明させていただきます。よろしいでしょうか。

○議長（ 君） お願いします。

○係（ 君） それでは、申請番号11—17から、申請番号11—29について説明させていただきます。

議案書は、2ページから5ページになります。全て、薦野清滝基盤整備予定地の所有権移転の案件になっております。

10月11日に、あっせんの申出書の提出があり、あっせん委員を選任し、10月21日にあっせん協議会を開催しました。売買契約の成立と、農地法3条の申請があったものになります。

また、売買については、中間管理機構にも農地売買事業がございますが、中間管理機構による売買の場合、手数料が2.5%必要になるため、地権者の負担軽減のため、農業委員会の農地適正化あっせん事業での申請となっております。

売買完了後は、中間管理機構、関連基盤整備の事業であり、整備区域内の農地は全て中間管理機構に利用権設定され、担い手に貸付けされます。そのため、地域に農事組合法人を設立し、法人の構成員となり、中間管理機構から借り受けた農地で、水稻、小麦をはじめ、要件の一つでもある高収益作物、イチゴ、アスパラ、ナス等を耕作するという話になっております。

続きまして、位置図の説明をいたします。別紙でつけておりますA3判の薦野清滝地区売買予定地地番位置図を御覧ください。旗揚げで表示しております薦野清滝地区基盤整備内の筆数、計45筆になります。

本件については、地元委員さんの署名捺印を頂いていることから、事務局で受理しております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（ 君） 説明終わりましたが、今の内容の説明で理解されているかなというのがちょっと疑問なんですけれども、理解されていますか。ほとんどの方は分かれておる。その辺が、本当は物すごく大切だと思うんですけれども、一度、古い方は分かっていると思いますけれども、もう一度、これ何度もやって理解してもらっておかんと、審議する意味がないという状況が起こってしまうのかなと思いますので、ざっくり説明していただけますでしょうか。分かります。（「休憩を」と呼ぶ者あり）

○議長（ 君） 一応休憩します。

午後3時19分休憩

.....

午後3時21分再開

○議長（ 君） 休憩を中止します。

それでは議事を再開して、決議ということでお願いします。挙手をもってお願いします。

〔賛成者挙手11／11名〕

○議長（ 君） 全員賛成ということで。

.....

○議長（ 君） 次に、議案第2号の利用権の設定ということで、事務局、説明をお願いします。

○係（ 君） それでは、議案第2号について御説明いたします前に、今回の議案第2号利用権設定でございますけれども、利害関係人となれる方が委員の皆様におられますので、今から名前を読み上げさせていただきますので、その方々につきましては一時御退室をお願いいたし

ます。■会長、■委員、■■■■委員、■■委員、■■■■委員の5名につきましては、一時退室をよろしくお願いいたします。

○議長（■■■■君） それでは、副会長、進行をお願いします。

〔■会長、■委員、■■■■委員、■■委員、■■■■委員 退席〕

○議長（■■■■君） それでは、会長不在で、会長が戻られるまでに、副会長の私が代理で審議したいと思います。議案第2号利用権設定について、事務局のほう、説明をよろしくお願いいたします。

○係（■■■■君） それでは議案第2号について御説明をいたします。

議案書は9ページからでございます。農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条第1項により、市町村は農業委員会の決定を得て農業地利用修正計画を定めることができるとなっておりますことから、今回、議案を上程いたしました。

今回、新規で27件、更新で40件の申出があります。また、新規27件のうち、9ページ、申請番号11―63から、19ページ、11―77までの15件につきましては、後の報告第4号に記載がございますが、契約期間内に一度解約をし、再度契約を行っているもので、実質的な内容としては更新の案件となります。19ページ、11―78から、21ページ、11―82の5件につきましては、水田裏作の契約で、期間満了後に従前と同じ内容で、再度契約を結ぶものとなっております。これらの内容も実質的には更新となります。22ページ、11―83以降は、利用権設定期間内に次期以降の契約を結ぶ通常の更新の案件となっております。議案の説明といたしましては、通常の更新、また実質的な更新の内容となる案件を除いた、新規のみ御説明をさせていただきます。

それでは御説明いたします。

議案書は9ページにお戻りください。申請番号11―58、米多比にございます1筆、面積1,332㎡、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和6年11月12日から令和11年12月末までの貸借りとなっております。

続きまして、申請番号11―59、米多比にございます1筆、面積770㎡、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和6年11月12日から令和11年12月末までの貸借りとなっております。

続きまして、議案書10ページをお開きください。申請番号11―60、薦野にございます2筆、4,951㎡、貸付人、借受人については記載のとおりでございます。令和6年11月12日から令和7年12月末までの貸借りとなっております。

申請番号11―61、川原にございます2筆、3,286㎡、貸付人、借受人については記載のとおりでございます。令和7年1月1日から令和9年12月末までの貸借りとなっております。

す。

続きまして、議案書 11 ページをお開きください。申請番号 11—62、川原にございます 2 筆、3,286 m²、貸付人、借受人は記載のとおりでございます。令和 7 年 1 月 1 日から令和 9 年 12 月末までの貸借りとなっております。

続きまして、議案書 11 ページをお開きください。申請番号 11—62、川原にございます 1 筆、3,945 m²、貸付人、借受人は記載のとおりでございます。令和 6 年 11 月 12 日から令和 11 年 12 月末までの貸借りとなっております。

最後に、新規の利用権設定につきましては、区域委員さんの署名捺印を頂いておりますことから、市にて受理をしております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（ 君） ただいま事務局の説明が終わりました。意見、質問等がある方は、挙手でお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようなので、採決に移りたいと思います。議案第 2 号利用権設定について、賛成される方、挙手でお願いします。

〔賛成者挙手 9 / 9 名〕

○議長（ 君） 全員賛成。第 2 号議案は、全員賛成で承認されました。

以上です。

〔 会長、 委員、 委員、 委員、 委員 着席〕

.....

○議長（ 君） 大変申し訳ありませんでした。議事録署名委員をお願いするのを忘れておりましたので、 委員と 委員にお願いいたします。

.....

○議長（ 君） それでは、全ての議案が終了いたしましたので、これで終了したいと思います。

午後 3 時 30 分閉会

.....

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

会 長

署名委員

署名委員